

安八町告示第92号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年8月8日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年10月 5日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕796番地
傍嶋 邦博

2 請求書の受付

平成30年8月8日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、安八町が[]に貸している土地に関して、今まで[]から安八町に対して土地の賃料の支払いがされていない為、すみやかに町道認定が外されていなかった土地(道路分)以外の土地の今までの賃料を支払ってもらう為に必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 安八町と[]との土地賃貸借契約書
2. 平成30年7月31日付 安八町職員措置請求監査結果通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年8月13日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町が[] (以下『[]』という。)と締結した土地賃貸借契約 (以下『本件契約』という。)について、その賃貸借の対象となる土地の内、道路分を除いた土地 (以下『本件土地』という。)について、町が得られるはずであった賃料が得られていないとして、その損害を補填するように請求している。

つまり、本件請求は、本件土地の賃料の支払いがされていないことに対する損害の補填を求めるものであり、財務会計行為における財産の管理を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、8月20日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本件請求に係る財産の管理について平成30年9月6日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

企画調整課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 地鎮祭が行われた平成27年10月21日から平成28年11月17日まで、工場建物が竣工した平成28年11月18日から1年間が経過した平成29年11月17日まで、並びに平成29年11月18日から町道の変更の認定が議決され、普通財産となった平成30年5月15日の期間における土地の使用に係る対価は支払われていなかった。

(2) 平成30年3月議会で議決を得たことを受け、平成30年5月16日付で████████と町の間で、土地賃貸借契約を締結した。

(3) 町は平成30年7月6日付で、上記(1)における対価、また、上記(2)における平成30年5月16日から平成31年5月15日までの賃料を████████に請求した。

(4) 町は平成30年8月10日付で上記(3)について、████████から支払いを受けた。

第6 監査の結論

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求において、請求人は、違法若しくは不当な財産の管理に対する損害の補填を主張している。

しかしながら、『第5 事実関係の確認 1 監査対象事項について』をみるに、監査日において違法若しくは不当な財産の管理は存在せず、土地の使用の対価について、町は████████から賃料相当額として受領している。

よって、請求人が本件請求で主張する町の損害は発生していないということとなる。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第7 監査委員の意見

請求人が本件請求で主張する違法若しくは不当な財務会計行為は、監査実施日において、既に存在しない。

よって、請求の理由がないと判断したものである。

しかしながら、行政は、法令に則ってその業務を執行しているはずであり、そもそも町道の廃止が法令に則って適正に行われていれば、本件請求がされることもなかった。

業務の適正な執行のために、職員自身が、業務に関連する法令等の各種知識を高めるとともに、各課の連携をより密にして職務を遂行していくことを求めるものである。